

# 大正中央中学校 安心♡ルール

～安全・安心な学校にしよう～

生徒の皆さんがより良い学校を目指すために、  
あらかじめルールを明らかにします。  
学校は、このルールに基づいて指導や支援をします。

## 基本的な約束

- ♡ 嘘をつかない
- ♡ ルールを守る
- ♡ 相手のことを尊重する
- ♡ 学ぶ姿勢を忘れない

## 「みんなが安心できる学校」を作るために

「してはいけないこと」と学校の対応

対応 段階	学習のとき	他の子に対して	先生に対して	その他	学校等が行う ことができる対応
第1 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業に遅れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嫌がることを言う</li> <li>からかう・冷やかす</li> <li>無視する</li> <li>物を勝手に使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>嫌がることを言う</li> <li>からかう・冷やかす</li> <li>指導を無視する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の机等に落書きする</li> <li>学校の物を勝手に使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で注意</li> <li>別室の個別指導及び家庭連絡</li> <li>奉仕活動・学習課題</li> </ul>
第2 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業の邪魔をする</li> <li>授業と関係ない話をする</li> <li>授業をさぼり校外でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲間はずれにする</li> <li>悪口・陰口を言う</li> <li>怖がるようなことを言う,する</li> <li>物を隠す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪口・陰口を言う</li> <li>バカにしたようなことを言う</li> <li>怖がるようなことを言う・する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の物をこわす</li> <li>夜中に散歩徘徊する</li> <li>カードやゲーム等で賭け事をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別室における複数教員による個別指導及び家庭連絡</li> <li>数日間の奉仕活動・学習課題</li> </ul>
第3 段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業中わざと邪魔をする</li> <li>テストの邪魔をする</li> <li>カンニングをする</li> <li>学校をさぼり校外でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脅すようなことを言う,する</li> <li>嫌がることを無理やりさせる</li> <li>暴力をふるう(プロレス技をかけるなども)</li> <li>物を壊す,捨てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脅すようなことを言う,する</li> <li>押す,突き飛ばす,ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な器物破損</li> <li>危険物の所持</li> <li>その他社会のルールに反すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間の別室における複数教員による個別指導及び家庭連絡</li> <li>個別指導教室を活用した指導</li> <li>関係諸機関(警察・子ども相談センター等)と連携した指導</li> </ul>
それ以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>殴る蹴る等の強い暴力をふるう</li> <li>ケガをさせる</li> <li>万引きや他人への暴力を強要する</li> <li>金品を奪う,盗む,たかる</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会が出席停止措置を行い,個別指導教室で指導</li> <li>警察へ通報,関係諸機関と連携した指導</li> </ul>

●警察との連携について●(児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互情報連絡制度)  
警察の専門的な知識が支援に効果がある場合や,生徒の心身に重大な影響がある場合,警察による保護や安全確認が必要と判断される場合,警察と学校が相互に情報を共有し対応します。  
学校生活以外の事案に関しては,段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。  
(SNSにかかる事案に関しても同様です。)

